大阪市建設局

質問回答書

案件名称	令和9年度 舞洲スラッジセンターで使用する都市ガス 4,154,788m³
回答掲載期間	令和8年11月10日 10時00分 ～ 令和8年12月1日 17時00分

質問番号	質問事項	回答
1-1	都市ガス供給仕様書 3（3）予定年間ガス引取量：2,908,352m³ 弊社の供給条件で定めている契約年間引取量は、契約年間使用量の70%以上です。弊社が落札した場合、70%以上の引取量をご了承いただけますでしょうか。	了承します。
1-2	都市ガス供給仕様書　仕様書4、11、13（1）（3） ガス調達契約書　契約書頭書、第9条、第10条 入札説明書　入札説明書3（3） 公告　公告2（3） 1.検針は弊社ではなく、一般ガス導管事業者である大阪ガスネットワークが行います。また、検針日についても一般ガス導管事業者が定める日となるため、協議に応じることはできません。 そのため、仕様書13（3）の「使用期間は、原則毎月1日から当該月の末日までとする。」や契約書第9条の「当該末日からその直前の休日でない日までの間に繰り上げて検針することもできるものとする。」にはならない可能性がございます。ご了承いただけますでしょうか。 2.現在、検針日は月末検針ですが、休日等で変動がある可能性がありますので、弊社が落札した場合は、供給期間および契約期間を「令和9年3月定例検針日の翌日から令和10年3月定例検針日まで」に変更いただけますでしょうか。 3.前述の通り、休日等により1ヶ月とならない可能性がございますが、ご了承いただけますでしょうか。 また、仕様書11の料金の算定期間を「前月の検針日の翌日から当月の検針日まで」に変更いただけますでしょうか。	1.了承します。 2.供給期間および契約期間の変更はできません。 3.了承します。 なお、当該契約における仕様書の変更はできません。
1-3	都市ガス供給仕様書　5（1）ガス料金の算定基準、6 ガス料金単価調整 1.入札時のガス料金は、仕様書5（1）で指定されたLNG 85,481円/t、LPG 82,924円/tを用いて算出し、契約時は、弊社の大口供給条件に基づき、弊社購入の原料価格を基に算定するという認識でよろしいでしょうか。 2.算出方法を提示するものとして入札書と共に内訳書の提出は必要でしょうか。必要な場合、弊社の様式を使用してよろしいでしょうか。また、提出が不要であっても算定の参考資料として弊社様式の内訳書を入札書と共に提出してもよろしいでしょうか。 3.内訳書を提出する場合、入札書と同封すればよろしいでしょうか。あるいは入札書と内訳書をステープラー等で綴じ合わせて割印が必要でしょうか。	1.入札時の算出方法は財務省貿易統計の平均原料価格を基にして算出することとし、契約時は入札時単価を適用します。なお、都市ガス供給仕様書に基づく2か月ごとの単価調整は可能です。 2、3.入札書提出時に内訳書の添付は必要ありません。内訳書をご提出される場合は契約手続き時にご提出ください。なお様式については貴社の様式で問題ありません。
1-4	都市ガス供給仕様書　6（1）（3）ガス料金単価調整 「社会的に単価調整の必要があると認められるときは」とありますが、単価調整は大口供給条件に従って、2カ月ごとに行います。 また、算出資料は奇数月ごと（例：4、5月請求分は3月）に提出しますが、ご了承いただけますでしょうか。	了承します。

1-5	都市ガス供給仕様書　仕様書7から10 ガス調達契約書　契約書第6条、第7条、第8条第2項 1.弊社の供給条件では、契約年間引取量（年間使用量の70%以上）の未達、最大使用量、最大需要期使用量の超過および中途解約、中途変更の場合に精算額が発生します。また、弊社が正当な理由があると判断した場合を除き、精算額をお支払いいただく必要があり、協議には応じられません。ご了承いただけますでしょうか。 2.弊社が落札した場合、契約書第8条は「受注者は大口供給条件により精算額を請求することができる。」に変更していただけますでしょうか。 3.仕様書10と同様に、契約書第6条に契約最大需要期使用量を超過した場合、「受注者は大口供給条件により精算額を請求することができる。」を追記いただけますでしょうか。	1.ガス調達契約書第８条に記載のとおり、精算額については発注者と受注者が協議のうえ請求できるものとします。 2、3.当該契約におけるガス調達契約書の変更はできません。
1-6	都市ガス供給仕様書　仕様書13⑵ 別図3 舞洲スラッジセンター ガス設備状況一覧表 〔メーター概要〕 1.仕様書別図3メーター概要について、各メーターの4桁のメーター番号および供給地点特定番号を御教示下さい。 2.仕様書別図3メーター概要について、使用系統「空調（型式M１００GP）」の圧力が「低圧」とありますが、「中圧」ではなく「低圧」で相違ないでしょうか。	1.別紙1をご参照ください。 2.相違ございません。
1-7	都市ガス供給仕様書　仕様書15 ガス調達契約書　契約書第3条、第4条 1.弊社は検針業務や料金事務等を外部に委託しており、落札後の契約手続きや契約締結後の問い合わせ対応等については、当社100%出資の関係会社に委託する場合がございますがご了承いただけますでしょうか。 2.外部委託について事前に承諾を得るために提出が必要な書類はございますか。定型書式がある場合は、入札前に書面を確認させていただけますでしょうか。再委託の金額や契約書等の写しは社外秘のため開示が難しい旨をご理解いただけますでしょうか。定型書式がない場合は、弊社の書式を使用させていただいてもよろしいでしょうか。	1.外部に委託することは了承しますが、外部委託される場合は、その都度、発注者に委託承諾を得てください。 2.委託承諾申請書の提出が必要となります。様式について定めはありませんが、記載すべき事項が何点かございますので、落札決定後に協議のうえ、書式を決定させていただきます。なお委託金額や契約書等の写しの開示は不要です。
1-8	都市ガス供給仕様書　16 その他 弊社が落札した場合、 「契約後における仕様書に疑義が生じた場合には、供給者の大口供給条件に従う。それ以外の事項については、発注者と供給者が協議のうえ、これを定めるものとする。」 に変更いただけますでしょうか。	当該契約における仕様書の変更はできません。
1-9	入札説明書　９ 入札書の交付 特定調達についての入札の手引　2⑶ 1.入札参加資格審査通知書到着後に入札書の内容について質問は可能でしょうか。質問が不可の場合、入札参加資格審査通知書交付前に書式の確認及び質問をさせていただけないでしょうか。 2.入札書の日付について、手引に「入札の実施年月日を記入」とありますので１１月２０日と記入すればよろしいでしょうか。	1.入札参加資格審査通知書到着後、入札書の内容について質問可能です。 2.特定調達についての入札の手引２（３）に記載のとおり、入札の実施年月日を記載してください。
1-10	入札説明書　11、13（1） 特定調達についての入札の手引　手引5 1.入札書提出時に入札参加資格確認通知書の写しの同封は必要でしょうか。 2.中封筒、表封筒の宛名書き、文字色は「入札説明書13⑴」「手引5」以外の指定はございませんか。封印は必要でしょうか。 3.封印が必要な場合、以下の内容でよろしいでしょうか。 入札書・内訳書を入れる封筒（長形3号の中封筒）の封印：入札書に押印する業務部長印 入札書・内訳書を郵送する封筒（角2の表封筒）の封印：「緘」印	1.不要です。 2.入札説明書・手引以外の指定はありません。 封印の有無は問いません。 3.上記のとおりです。

1-11	入札説明書　13（2） 弊社の供給条件では、基準単位料金および調整単位料金は税抜で表記します。 実際のご請求については、各月調整単位料金（税抜）×各月ご使用量で小数点以下を切り捨ててから1.1倍し、その小数点を切り捨てて税込金額としています。 入札書の金額は以上の計算により税込で見積った合計金額の100／110を記載すればよろしいでしょうか。	了承します。
1-12	入札説明書　入札説明書13（4） 特定調達についての入札の手引　手引6、8、11 弊社は入札書を郵送で提出し、開札には立ち会わない予定です。 1.開札の立ち会いは任意でしょうか。 2.再度入札は開札日と同日に実施されるのでしょうか。 3.2回目以降の入札を辞退する場合、1回目の入札書を提出すればよろしいでしょうか。別途の手続きが必要な場合、手順を御教示ください。	1.開札に立ち会わない場合、再度入札にはご参加いただけません。また、落札となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、クジにより落札者を決定しますが、入札事務に関係のない職員が代わりにクジを引くこととなります。 2.同日実施予定です。 3.再度の入札を辞退する場合、辞退の旨を記載した入札書を作成いただく必要はありません。
1-13	入札説明書　入札説明書14（2） 特定調達についての入札の手引　手引12 公告　公告6（2） ガス調達契約書　契約書第5条 大阪市契約規則　契約規則第37条 契約保証金免除の条件に契約規則第37条第1項（3）「本市と契約を締結しようとする者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。」と規定されています。 1.弊社はこの免除条件に該当し保証金免除となりますか。 2.弊社が保証金免除となるためには実績調書の提出は必要でしょうか。必要な場合、提出のタイミングは落札後でしょうか。	1、2.当該規定につきましては、一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を1 回以上締結し、契約日を基準にこれをすべて過去2 年の間に誠実に履行したと認められるときに該当します。 貴社が当該規定に該当するかどうかにつきましては、落札決定後、落札者に実績の有無を確認し、実績がある場合は「実績調書」をご提出いただき、契約保証金の免除に係る審査を行った後に決定します。 契約保証金の免除事項の詳細については、「大阪市調達・契約システム」の「契約保証金免除にかかるFAQ」に掲載しておりますので、ご確認ください。 ≪掲載場所≫ 大阪市調達・契約システム →ドキュメント →マニュアル・よくある質問
1-14	入札説明書　入札説明書17（7） ガス調達契約書　契約書第16条 暴力団等の排除に関する特記仕様書　特記仕様書2 1.本案件において誓約書の提出は必要でしょうか。 2.誓約書の提出にあたり、社内での確認や押印に時間を要する場合がございます。提出期限が設定されている場合は、期限について協議いただけますでしょうか。	1.必要です。 2.ご提出いただく誓約書に押印は必要ございません。提出期限については落札決定後の協議とします。

1-15	特定調達についての入札の手引　2（4）（6） 弊社は大阪市に、代表取締役社長から委任を受けた業務部長を受任者として業者登録しております。 1.入札書には業務部長の記名および業務部長の丸印を押印し提出すればよろしいでしょうか。 2.委任状の提出は不要との認識でよろしいでしょうか。	1.お見込みのとおりです。 2.お見込みのとおりです。
1-16	特定調達についての入札の手引　手引13 入札説明書　17（2） 公告　公告6（5） 契約書の提出にあたり、社内での確認や押印に時間を要する場合がございます。提出期限が設定されている場合には、契約書の締結までの期限について協議いただけますでしょうか。	落札決定後の協議とします。
1-17	ガス調達契約書　頭書「単価」 弊社が落札した場合、下記の表記に変更もしくは別紙に追記いただけますでしょうか。 発注者が供給者に支払う本体料金は、次の基準単位料金または調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金にその月の使用量を乗じた額とする。 料金は本体料金に消費税等相当額を加えたものとする。 （１）基準単位料金（税抜）　１立方メートルにつき　　円 （基準平均原料価格）　　円/ﾄﾝ （２） 調整単位料金 （１）の基準単位料金をもとに供給条件により算出した１立方メートル当たりの単位料金とする。	当該契約におけるガス調達契約書の変更及び追加はできません。
1-18	ガス調達契約書　第1条第4項 この契約に定める「大口供給の供給条件等」（以下「大口供給条件」という）とは、本件契約締結時又は事前に発注者の同意を得たものとするとありますが、大口供給条件を同意いただくための手続きについて御教示いただけますでしょうか。 また、大口供給条件を適用することで発注者の予期することのできない特別な状態が生じる場合等は発注者と協議のうえ、同意を得なければならないとありますが、発注者の予期することのできない特別な状態が生じる場合とはどのような状態を想定されていますでしょうか。	手続きについては、落札決定後の協議とします。 また、想定状況についてですが、予期することができないと記載のとおりですので、具体的な状態については明示できません。基本的には発生し得ないものと考えております。
1-19	ガス調達契約書　第8条第2項 「精算額の支払いが必要な場合、発注者と受注者は協議のうえ精算額を請求することができる。」とありますが、発注者と受注者が協議を行うことで、精算額を請求することができますでしょうか。 また、弊社が正当な理由があると判断した場合を除き、精算額をお支払いいただきますので協議に応じることはできません。	ガス調達契約書第８条に記載のとおり、精算額については発注者と受注者が協議のうえ請求できるものとします。
1-20	ガス調達契約書　第9条 「月間の使用量は、大阪ガス㈱が設置する取引用ガスメーターの読みにより計量し」とありますが、取引用ガスメーターの設置は一般ガス導管事業者が行うため、大阪ガス㈱を一般ガス導管事業者に修正いただけますでしょうか。	当該契約におけるガス調達契約書の変更はできません。

1-21	ガス調達契約書　第11条 1.弊社は、検針によりガス料金が確定した日の翌日から数えて30日目がお支払い期限日となります。ご了承いただけますでしょうか。 2.お支払い方法は、「口座振替」または「弊社指定の振込用紙による支払い」のいずれかとなります。ご了承いただけますでしょうか。	1.料金の支払いにつきましては、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第６条に基づき、適法な請求書を受理した日から30日以内の日（初日算入、支払期日が閉庁日の場合は前開庁日）となります。 2.了承します。なお、支払いのために徴する請求書又は振込用紙には、会計規則第65条に掲げる事項の記載が必要です。
1-22	ガス調達契約書　第16条の5 弊社基本約款により「30.供給又は使用の制限等」の事由で弊社は供給停止・制限を行うことがあること、その事由の場合、弊社は自己の責に帰すべき事由とは認めないこととなっております。ご了承いただけますでしょうか。	了承します。
1-23	ガス調達契約書　第18条 弊社が落札した場合、「この契約書の定めにない事項については、大阪市契約規則及び大阪市会計規則ならびに受注者が定める約款や供給条件等に従うものとする。その他の事項については発注者と受注者とが協議のうえ定めるものとする。」に変更いただけますでしょうか。	当該契約におけるガス調達契約書の変更はできません。
1-24	ガス調達契約書　契約者、契約書の体裁 1.弊社は代表取締役社長から委任を受けた業務部長名で契約します。ご了承いただけますでしょうか。 2.落札後は、契約書、仕様書、弊社の供給条件、重要事項説明書を合綴していただけますか。	1.大阪市入札参加有資格者名簿に登録している受任者であれば問題ありません。 2.契約書として袋とじするものは、契約書、仕様書、質問回答書、各社の供給条件となります。
2-1	入札の対象となる需要場所に設置されているガスメーターの供給地点特定番号をご教示ください。なお、「00212」から始まる17桁の番号となります。	別紙１をご参照ください。
2-2	入札説明書 14 入札保証金等⑵契約保証金、ガス調達契約書(契約の保証)第5条 各条にかかる契約保証金に関しまして、その規定事項については貴市調達・契約システムの「ドキュメント>マニュアル・よくある質問>FAQ>制度・入札に関するFAQ」に掲載ある「契約保証金免除に係るFAQ」を参照させていただいて間違いありませんでしょうか？	お見込みのとおりです。
2-3	都市ガス供給仕様書 3 使用条件の概要⑷契約最大需要期使用量、同書 10 契約最大需要期使用量の超過 に関しまして、弊社では「契約最大需要期使用量」の設定がございません。弊社落札の際、契約書に同仕様書を合綴する場合は、こちらの記載を削除していただけますでしょうか。	当該契約における仕様書の変更はできません。
2-4	都市ガス供給仕様書 3 使用条件の概要、同書 7 契約年間ガス使用量の増減、同書 8 予定年間ガス引取量の未達 に関しまして、下記の事象が発生した場合は、弊社供給条件・料金表に基づき精算金が発生いたします。 ・契約最大使用量の超過 ・契約年間引取量の未達 （契約年間使用量に0.7 を乗じてえた数量とし、十の位以下は切り捨て） ・契約年間最高使用量の超過 （契約年間使用量に1.3 を乗じてえた数量とし、十の位以下は切り上げ） これにより、同仕様書に記載の数量とは異なります。ご了承いただけますでしょうか。また、弊社落札の際、契約書に仕様書を合綴する場合は、仕様書の記載をご変更いただけますでしょうか。	仕様書に記載のとおりです。なお、当該契約における仕様書の変更はできません。

2-5	都市ガス供給仕様書4供給期間 に関しまして、「令和9年4月1日から令和10年3月31日までとする」、ガス調達契約書頭書「契約期間 令和9年4月1日から令和10年3月31日」と記載がございますが、弊社では、供給条件及び料金表に基づき、「令和9年3月定例検針日の翌日から令和10年3月定例検針日まで」と表記させていただきます。ご了承いただけますでしょうか。また、弊社落札の際は、契約書の記載を変更いただけますでしょうか。	供給期間および契約期間の変更はできません。また、当該契約における仕様書およびガス調達契約書の変更はできません。
2-6	都市ガス供給仕様書6ガス料金単価調整(1)「ガス料金の価格変動があり、原料費が変動した場合において、社会的に単価調整の必要があると認められるときは、大口供給条件に基づき改定できるものとする。」と記載がございますが、弊社は基準平均原料価格に対して原料価格の変動を調整するのではなく、財務省貿易統計で公表された原料価格を用いて、2カ月に1回原料費料金単価を算出しております。（２か月の平均原料価格を算出し、１か月間をあけて、２か月間の原料費料金単価に適用）ご了承いただけますでしょうか。	了承します。
2-7	都市ガス供給仕様書6ガス料金単価調整(3)「入札時と請求時の原料費の算出資料を提出する」、ガス調達契約書(別紙)(料金算定方法)第2条 「※契約後単価明細を本市担当者へ提出すること。※単価調整を行う場合は算出資料等を提出すること。」 と記載がございますが、弊社からの原料費のお知らせは、2か月ごとに弊社ホームページでのお知らせとなります。その為、弊社より資料を提出する方法ではなく、お客様ご自身で弊社ホームページをご確認いただいております。ご了承いただけますでしょうか。また、弊社落札の際は、契約書の記載を変更いただけますでしょうか。	了承します。 ただし、当該契約における仕様書およびガス調達契約書の変更はできません。
2-8	都市ガス供給仕様書11ガス料金の算定 「ガス料金は、1ヶ月(前月の計量から当月の計量までの期間をいう)」と記載がございますが、弊社供給条件及び料金表では、ガス料金の算定期間は「前月の定例検針日の翌日から当月の定例検針日まで」となります。ご了承いただけますでしょうか。また、弊社落札の際、契約書に仕様書を合綴する場合は、仕様書の記載をご変更いただけますでしょうか。	了承します。 ただし、供給期間および契約期間の変更はできません。 また、当該契約における仕様書の変更はできません。
2-9	都市ガス供給仕様書13ガス使用量の測定方法(1)「ガス導管事業者が設置した計量器により毎月検針を行う」、ガス需給契約書第(計量及び検査)9条 「受注者は、原則として毎月月末に検針をおこない」と記載がございますが、毎月の検針につきましては、一般ガス導管事業者が定めた日に、一般ガス導管事業者によって行われます。その為弊社は行いません。また、検針日に関しましても、弊社で決定をすることや検針日の変更について申し入れをすることはできません。ご了承いただけますでしょうか。	了承します。
2-10	ガス調達契約書(契約の変更等)第8条 に関しまして、「この契約に変更が必要な場合は大口供給条件を基に変更を行うものとする。」と記載がございますが、契約内容のご変更をご希望の場合は、事前にお申出をいただく必要がございます。ご了承いただけますでしょうか。	了承します。
2-11	ガス調達契約書(計量及び検査)第9条 「検針によって計量した使用量を速やかに発注者に通知する」と記載がございますが、ガスのご使用量のお知らせについては、お客様ご自身でWEB上にてご確認いただく方法となります。併せて請求書の発行をご希望いただいた場合は、弊社からお送りする料金の請求書に契約全体のガス使用量が記載されます。ご了承いただけますでしょうか。	メーターごとの使用量が確認できるのであれば、WEB上での確認となることを了承します。 請求書または振込用紙については使用量（メータ合計量）の記載があれば了承します。
2-12	ガス調達契約書(計量及び検査)第9条2項 「大阪ガス(株)が設置する取引用ガスメーター」と記載がございますが、本件供給エリアの一般ガス導管事業者である「大阪ガスネットワーク株式会社」に変更いただけますでしょうか。	当該契約におけるガス調達契約書の変更はできせん。

2-13	ガス調達契約書(料金の支払い及び遅延利息)第11条2項 「発注者は、前項の支払い請求があったときは、当該月に係る料金を支払う」と記載がございますが、お支払期日について弊社供給条件では「支払い義務発生日の翌日から起算して30日以内」と定めております。支払義務発生日とは、弊社が定例検針日を考慮してあらかじめ定めた日となります。ご了承いただけますでしょうか。	料金の支払いにつきましては、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第6条に基づき、適法な請求書を受理した日から30日以内の日（初日算入、支払期日が閉庁日の場合は前開庁日）となります。
2-14	ガス調達契約書(料金の支払い及び遅延利息)第11条3項　に関しまして、「ガス料金の支払が遅延したときは、受注者は、発注者に対して、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の延滞利息の支払いを請求する」と記載がございますが、弊社供給条件では延滞利息について、「その算定の対象となる料金から、消費税等相当額を差し引いた金額に年10パーセントの割合を乗じて算定してえた金額」と定めております。ご了承いただけますでしょうか。また、弊社落札の際は、契約書の記載を変更いただけますでしょうか。	遅延利息についてはガス調達契約書第11条第3項のとおりです。また、当該契約におけるガス調達契約書の変更はできません。
2-15	ガス調達契約書(補則)第18条 に関しまして、「この契約書の定めのない事項については、大阪市契約規則及び大阪市会計規則に従い、その他の事項は大口供給条件を元に発注者と受注者とが協議の上定める」と記載がございますが、弊社落札の際は、契約書に定めのない事項については、弊社供給条件及び料金表による取扱いとさせていただきます。ご了承いただけますでしょうか。また弊社落札の際は、契約書の記載を変更いただけますでしょうか。	ガス調達契約書第18条に記載のとおり、落札決定後の協議とします。ただし、当該契約におけるガス調達契約書の変更はできません。
2-16	ガス調達契約書(別紙)(料金算定方法)第2条 に関しまして、弊社が落札させていただいた場合、ガス料金の算定方法については弊社供給条件及び料金表に基づき、「諸経費料金」、「託送供給料金（定額基本料金、流量基本料金、従量料金、低圧加算基本料金、低圧加算従量料金）」、「原料費料金」の合計に消費税等相当額を加えた額（いわゆる外税方式）と規定しております。ご了承いただけますでしょうか。	ガス調達契約書 別紙第2 条に記載のとおりです。また、当該契約における契約書の変更はできません。
2-17	特定調達についての入札の手引 8 開札(2) 「入札者若しくはその代理人は開札に立ち会ってください」と記載がございますが、開札に関しまして、立会は必須でしょうか。	1-12をご参照ください。
2-18	落札後の契約手続きについては、契約書ではなく弊社所定の「通知書」による取り扱いは可能でしょうか。	契約書は本市様式にて作成となります。
2-19	落札後の契約手続きについて、「通知書」による取り扱いが不可の場合、契約書は電子契約サービス「クラウドサイン」による契約手続きを行うことは可能でしょうか。 弊社所定の契約書による取り扱いとさせていただきます。 ※「電子契約サービス「クラウドサイン」導入のご説明とご利用のお願い」参照ください。	契約書は本市様式にて作成となります。
2-20	落札後の契約手続きについて、「クラウドサイン」による取り扱いが不可の場合、弊社指定の契約書様式(紙の様式)にて契約手続きを行うことは可能でしょうか。	契約書は本市様式にて作成となります。
2-21	弊社が落札させていただいた場合、落札後の提出書類として契約申込書を作成いたします。ご提出いただくことは可能でしょうか。	貴社の「契約申込書」の内容がどのようなものか存じ上げませんが、契約書は本市の様式にて作成となります。また、ガス供給にあたって契約書の他に必要な手続きがある場合は落札決定後の協議となります。